

## 資格確認書交付申請書

- マイナ保険証の利用登録をされている方に対しては、マイナ保険証での受診が難しい場合を除き、原則として資格確認書を交付しません。マイナ保険証での受診が難しい場合として以下の場合を想定しています。申請の理由を具体的に詳しく記入してください。
    - マイナンバーカードを紛失した場合、更新中の場合
    - 介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある場合等
  - マイナ保険証の利用登録をされている方が資格確認書の交付を希望する場合は、本申請書ではなく、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください。

審　查	承　認